

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）のお知らせ

制度加入直前に会社の健康保険などに被扶養者として加入していた方は、10月から保険料納付が始まります。

【平成20年度の保険料納期】

●特別徴収の場合・・・年金から差し引かれます。

納付月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収金額	822円	—	800円	—	800円	—

●普通徴収の場合・・・毎月、金融機関を通じて納付していただきます。

納付月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収金額	422円	400円	400円	400円	400円	400円

【年金天引きから口座振替への変更について】

保険料について、次の方は、申し出により保険料を口座振替でお支払いいただくことができるようになりました。

- ①国民健康保険税をこれまでの2年間、納め忘れがなかった方
⇒ **本人の口座から振替**
- ②年金収入が180万円未満の方で、代わりに納めてくれる配偶者や世帯主がいる方
⇒ **配偶者または世帯主の口座から振替**

※10月6日までにお申し込みされた方は、12月分から年金天引きが停止されます。
それ以降にお申し込みをされた方は、2月以降の分から年金天引きが停止されます。

【確定申告等の所得税や住民税の社会保険料控除について】

- 年金から保険料が天引きされている方は、本人の社会保険料控除となります。
- 本人に代わって世帯主や配偶者（注1）の口座から保険料を振替える場合、保険料を支払った世帯主または配偶者の社会保険料として控除することができます。
（注1）世帯が違う場合は適用されません。

問い合わせ先 国民健康保険課老人医療係 電話 973-3202
後期高齢者医療広域連合 電話 963-8012

国保からのお知らせ

「こころの健康づくり講演会」

演題「笑脳に変われば福来る」

サブテーマ

「笑いがいちばん、笑顔もいちばん、元氣もいちばん」

講師 真栄田 絵麻 氏

（心理療法士&笑脳開発士）

【と き】 10月10日（金）

午後6時30分開演

【と ころ】 市民芸術劇場

【定 員】 350名【入場料】 無料

【申込先】 国民健康保険課 事業係

窓口及び電話予約

電話 973-3202

【申込期間】 9月10日～

定員に達し次第、締め切ります。

国保税は便利な口座振替で

国保税の納め忘れをなくすには、安心、便利な口座振替をお勧めします。

申込手続き

・市内各金融機関窓口

・市役所本庁及び各支所の国保窓口

用意するもの

・預金通帳 ・印鑑（通帳届出印）

・納付通知書（口座振替依頼書は7月発送の当初納付通知書に添付されています。）

国民健康保険課 賦課徴収係
電話 973-3202